

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKO のつぶやき～



2025年7月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

25周年

〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatsu.jp

今年も早いもので折り返し地点を過ぎました。この時期になると気になるのは、私共が関わらせていただいている被後見人等の皆様のご体調です。特に在宅の方の場合、無事に過ごされているのか、熱中症になっていないか、水分・お食事はしっかりとれているか、祈るような気持ちで過ごす毎日です。

皆様にも年々暑くなるこの季節を、工夫しながら乗り切っていただきたいと願っています。

さて、今回は日常生活自立支援事業についてとりあげています。この制度を利用している方が成年後見制度に切り替える場合もありますが、どちらかというところあまり多くない印象です。やはりネックになるのは利用料でしょうか。身寄りがなかったり、ご家族に障害があったりして身近にサポートできる人がいない場合に日常生活自立支援事業を利用されるケースが多い印象ですが、成年後見制度の場合、司法書士等の専門職が後見人等になり、報酬がかかるため、資産が潤沢ではない場合には敬遠されるという傾向があります。更に言うと、人間には現状維持バイアスがあります。現在の状態を維持したいという心理傾向です。知らない専門職に関わられたくない、今のままがいいということがあるでしょう。何らかの事件、事故などのトリガーがないと現状維持を打破できないのも事実です。事件、事故を予防する観点でも、私たちは変化を受け入れる覚悟、勇気を日頃からもたなければならないのかもしれない。

IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識

◆◆◆日常生活自立支援事業について①◆◆◆

成年後見制度の利用を検討したいけれど、なかなかハードルが高くそこまでは…というようなことはありませんか？そこで今回は、成年後見制度に似た福祉サービスである「日常生活自立支援事業」をご紹介します。

この制度は全国の社会福祉協議会が実施している、判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方を支援する事業です。ただし、本事業の契約内容を理解できる能力は必要となります。

次に援助の内容ですが、成年後見制度ではすべての財産管理や身上監護に関するすべての法律行為が対象となるのに対し、下記のように援助の範囲は限定的です。

福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの利用、利用停止手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きの援助 等

日常的金銭管理サービス

- ・年金、福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品等の代金を支払う手続き
- ・上記のための預金の払戻、預入 等

書類等の預かりサービス

年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印、その他、実施主体が適当と認めた書類

利用料金については実施主体によって異なりますが、訪問 1 回あたりの利用料は平均 1,200 円です。（ただし、契約締結前の初期相談や生活保護受給世帯の利用料は無料）

次号では成年後見制度との比較をしてみたいと思います。

IKUKO



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
ました！！
どうぞよろしく☆

